

(1) ニーズに応えた多様な森林づくりを推進します！！

1) 機能区分に応じた森林施業

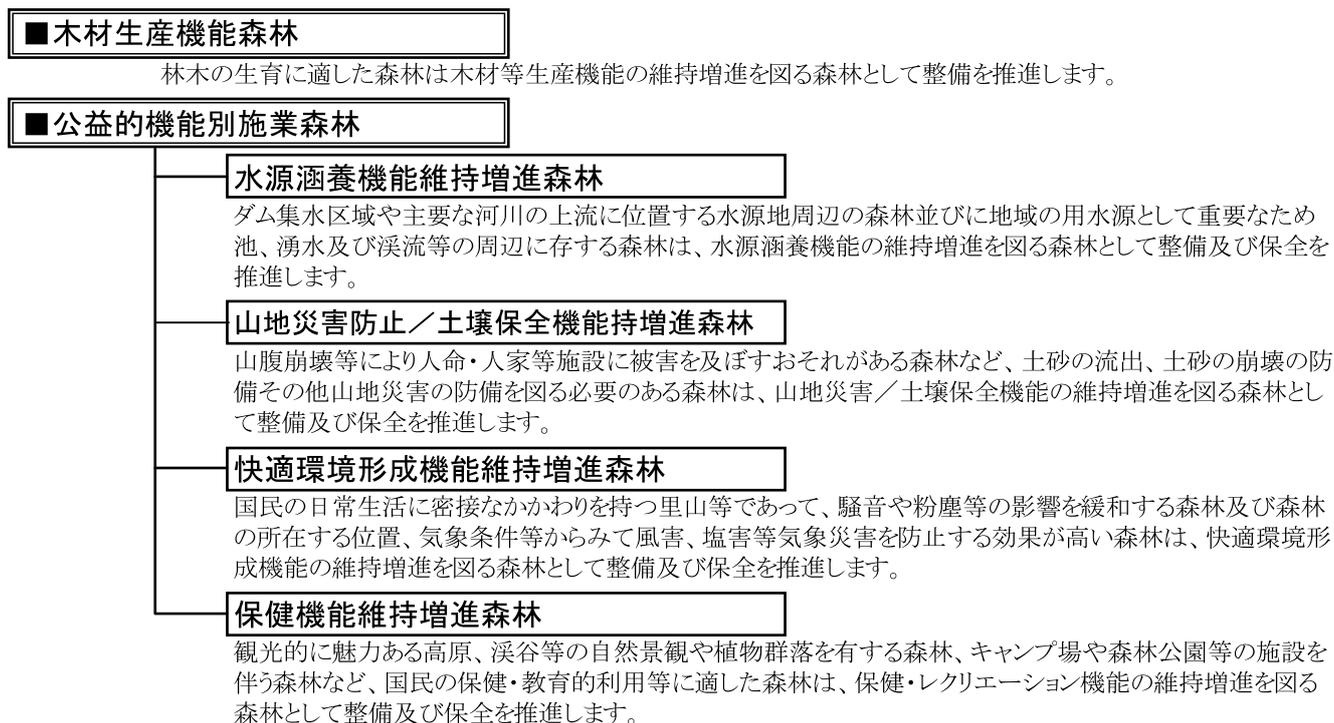
【現状と課題】

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、重視すべき機能に応じて、「資源の循環利用林」、「水土保持林」、「森林と人との共生林」の3つに区分し、それぞれの区分に応じた森林施業*を推進してきましたが、木材価格の長期低迷や林業者の高齢化等により、伐採適齢期に達していても放置されている森林や伐採後に植栽されない森林が増えており、森林の持つ公益的機能の低下が懸念されています。

【展開する施策】

森林法の改正により新たに設定された機能区分（森林ゾーニング）に沿って策定した森林経営計画*により、計画的な施業を実施します。

【森林ゾーニング】



*森林施業
植栽(植林)、下刈り、除伐、間伐、伐採など森林に対する何らかの人為的働きかけのこと。
*森林経営計画
森林所有者又は森林経営の受諾者が、隣接する森林を取りまとめ(5ha以上)、森林施業、森林の保護、路網の整備等の計画を策定したもの。

2) スギ花粉抑制対策の推進

【現状と課題】

花粉症の発生源となるスギ花粉の飛散を抑制する為、少花粉苗木を研究・生産するグループに活動支援を行ってきました。その結果、苗木母樹林の育成と苗木を生産出荷する体制が整いつつあります。

【5年後の目標】

少花粉スギ苗木年間出荷本数	
(平成 22 年度)	163,000 本 ⇒ (平成 28 年度) 476,000 本

【展開する施策】

「高岡署1号」などの少花粉スギ苗木の普及を図るため、苗木生産者グループへの支援を継続します。また、少花粉苗木の普及を拡大するための啓発活動を行ないます。

【モデル事例】

少花粉スギ

高岡署 1 号

平成14年に花粉の少ないスギとして選ばれ、平成20年から苗木の出荷が始まっています。成長は優れていますが、初期成長並びに幹曲がりは普通です。花粉の量は、従来の品種の1%以内に抑えられます。



高岡署1号

3) 森林環境・森林レクリエーション施設の機能充実

【現状と課題】

「自然とふれあえる場」や「自然体験の場」、「森林環境教育の場」として、多くの市民に利用されている椿山森林公園等の森林施設については、利用者への利便性の向上や安全・安心な施設の機能を維持するため、種々の整備を行ってきました。

【5年後の目標】

椿山森林公園及び椿山キャンプ場の年間利用者数	
(平成 22 年度)	19,076 人 ⇒ (平成 28 年度) 30,000 人
宮崎自然休養林年間利用者数	
(平成 22 年度)	91,268 人 ⇒ (平成 28 年度) 100,000 人

【展開する施策】

■ 椿山森林公園及び椿山キャンプ場

椿山森林公園については、利用者が散策しやすい園路の整備や椿の成長阻害を防止するための移植や間伐等を行います。また、椿山キャンプ場については、宿泊施設等の適正な維持管理に努めます。さらに、パンフレット配布等により積極的なPR活動を実施します。

■ 宮崎自然休養林

宮崎森林管理署や宮崎自然休養林保護管理協議会等と連携し、加江田溪谷遊歩道の維持管理を含めた環境整備や自然休養林のPR等に努めます。

■ 遊々の森

貴重な植物であるヤッコソウの保護や、利用者の安全確保を図るため、遊歩道の整備を行います。

■ 荒平山森林公園

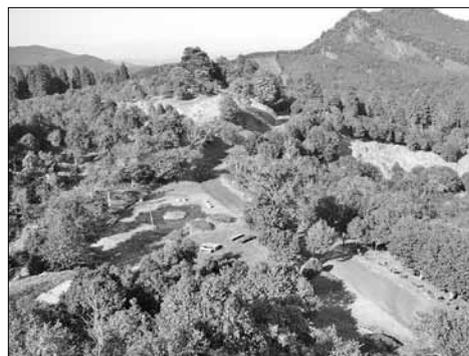
公園内での植物観察やトレッキングなどに支障が生じないように、遊歩道の整備を行います。

【宮崎市が管理する森林施設】

■ 椿山森林公園

市制 60 周年記念事業として、「椿山」に再びツバキを甦らせようと、昭和 59 年から世界一の椿園を目指し、森林公園整備を進め、平成 2 年 5 月に開園。

- ・ 椿植栽本数 約 1,000 種 約 48,000 本
- ・ 椿の見頃 1 月～3 月
- ・ 面積 約 41.3ha



椿山森林公園

■ 椿山キャンプ場

市民の幅広い森林利用と余暇機能の充実を目的として、平成 3 年 7 月に椿山森林公園の一施設としてオープン。

- ・ 利用期間 7 月 1 日～9 月 30 日
- ・ 施設
 - ログハウス 3 棟（各 40 名収容）
 - 貸出用テント
 - シャワー棟 1 棟
 - 炊飯棟 3 棟、水洗トイレ、駐車場ほか



椿山キャンプ場

■ 宮崎自然休養林

宮崎自然休養林は双石山系及びとくそ山系と、それに囲まれた加江田溪谷で構成されています。

昭和 45 年には、林野庁から自然休養林の指定を受け、市内外から多くの利用客を集めています。

- ・ 施設
 - 駐車場 丸野駐車場（200 台）
 - トイレ 丸野駐車場、硫黄谷休憩所、多目的広場



加江田溪谷

■ 遊々の森（高岡）

平成 15 年に宮崎森林管理署と協定を締結し、遊歩道等の施設を整備しています。遊歩道周辺にはヤッコソウの植生群があります。

面積 約 84.1ha

■ 前平森林公園（田野）

昭和 61 年に国際森林年記念「新ひむかの森」として植樹祭が実施され、市民の憩いの場として利用されています。

面積 約 2.0ha

■ 荒平山森林公園（清武）

荒平山（通称丸目山）を中心に、森林の保全並びに水源涵養機能向上を図る目的で整備が行なわれ、森林浴を行なう散策路、展望所があります。

面積 約 21.5ha

(2) 適正な森林管理を推進します！！

1) 森林計画制度に即した森林整備の推進

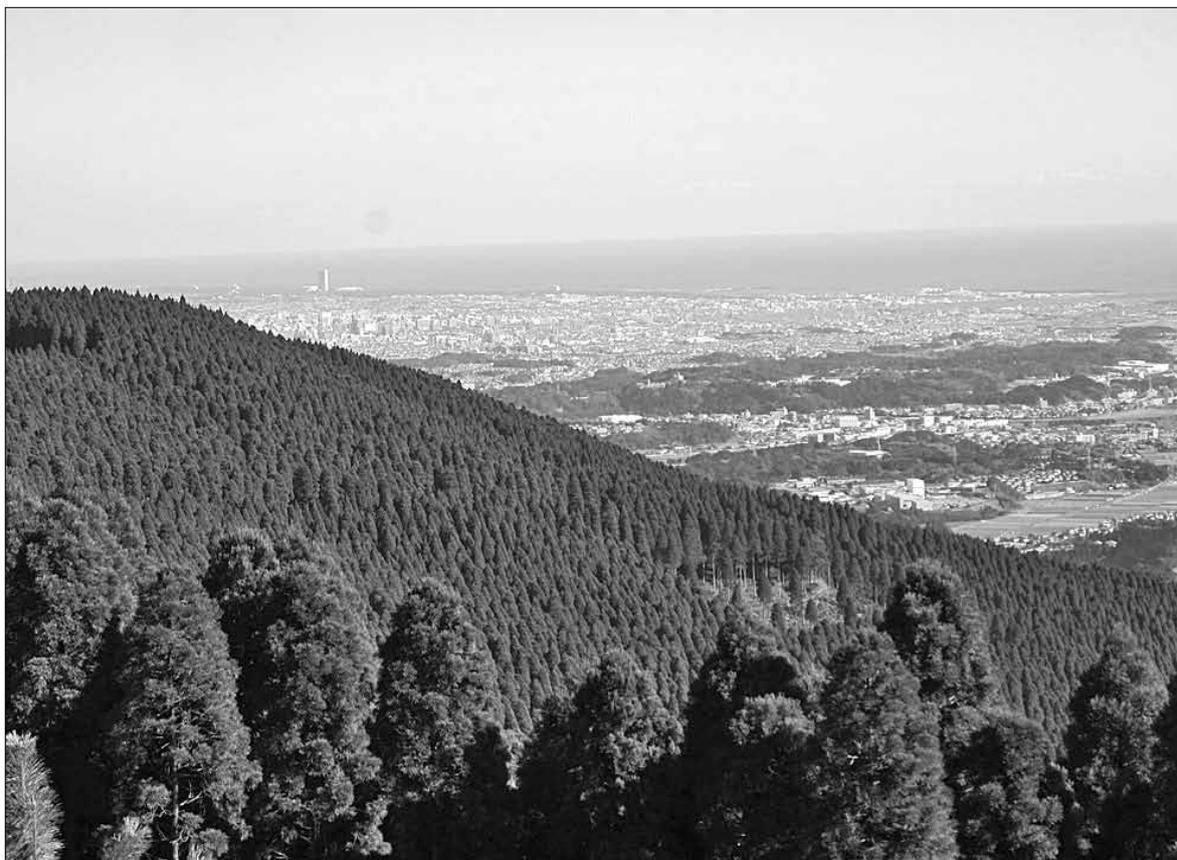
【現状と課題】

「宮崎市森林整備計画」は、県の「大淀川地域森林計画」に基づき平成19年度に策定しており、宮崎市の民有林整備の指針となるものです。本計画に基づいて各種の森林整備を指導していますが、林業を取り巻く社会情勢の悪化等により、必ずしも計画通りに実施されていない状況です。

【展開する施策】

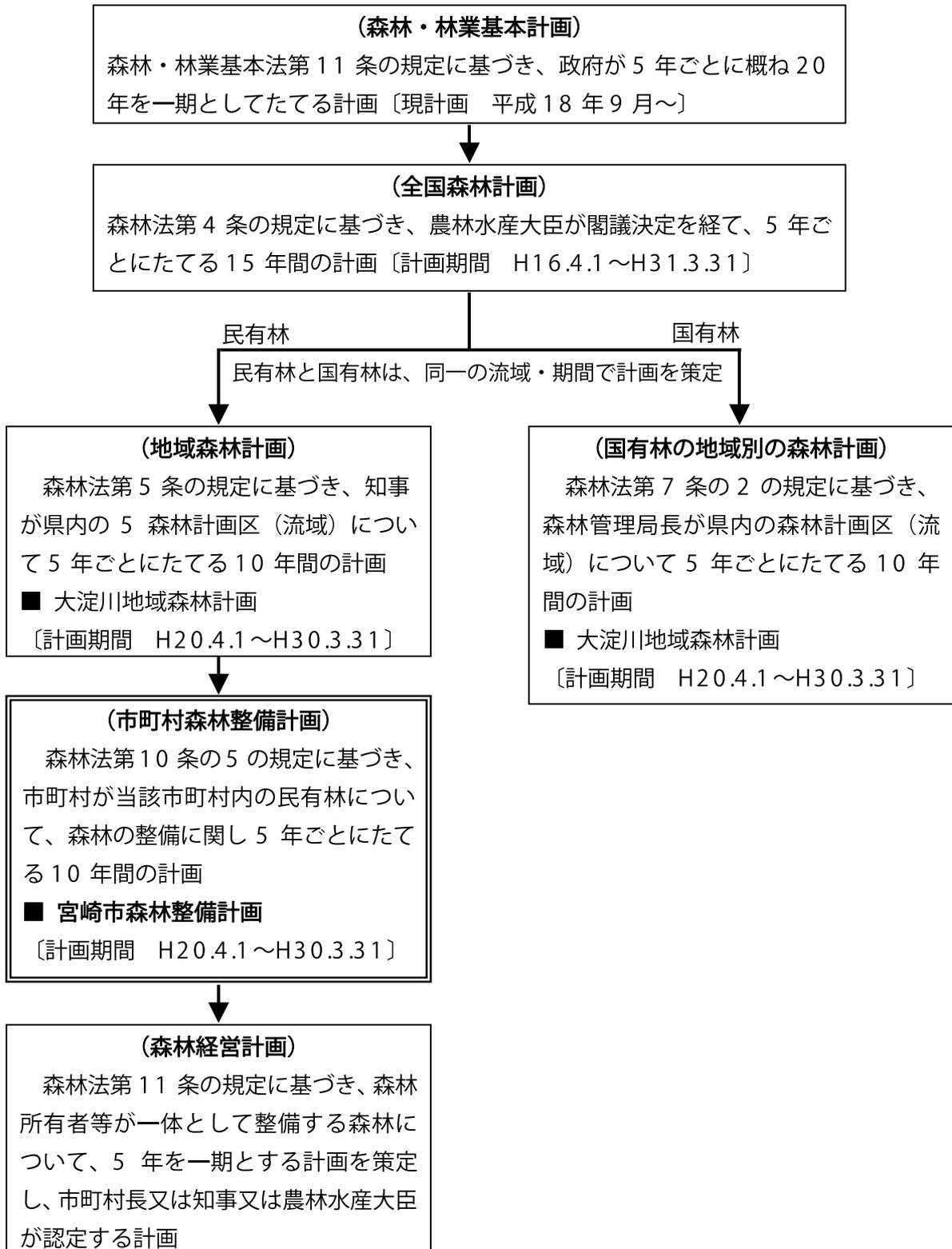
従来 of 森林施業計画に替わる森林経営計画制度を森林所有者に対して周知・定着を図るとともに、「宮崎市森林整備計画」を宮崎市の森林マスタープランとなるよう位置づけ、計画的な森林整備を推進します。

- 森林経営計画策定への支援を行いません。



スギの人工林

森林計画制度の体系



2) 森林施業の推進

【現状と課題】

優良な木材を生産するためには計画的な森林施業が必要ですが、林業採算性の低下による林業従事者の減少や高齢化等により、下刈りや除伐、間伐などが適正に実施されず、また伐採適齢期に達しているものの伐採されずに放置されている森林が増えています。

【5年後の目標】

間伐面積（5年間の累計）

（平成 22 年度） 320ha ⇒ （平成 28 年度） 380ha

【展開する施策】

森林所有者が適切な森林施業に取り組めるように、植栽、保育（下刈り・つる切り・間伐）、収穫（伐採）、再植栽という森林施業の循環システムの確立を促進します。また、品質の優れた大径材の生産を長期安定的に維持するため、立地条件に応じた長伐期施業*への誘導を促進します。

○ 森林施業者に対して間伐や植林に対する補助を実施します。

◆植栽

スギの人工林植栽では 1 ha 当り 2,500 本～3,000 本を植付けます。（宮崎市森林整備計画）

◆下刈り

人工造林した苗木や天然更新による稚樹が周囲の雑草木によって被圧され、生育が害されるのを防ぐため、苗木や稚樹の生育を防げる雑草や灌木を刈り払う作業。

◆間伐

森林の樹木が成長していくと、隣り合った樹木との空間が狭くなり、お互いに成長を防げるようになるため、樹木間の競争緩和を図るために行なう伐採。



間伐施業林（加江田地区）

*長伐期施業

通常の伐採年齢（例えばスギの場合 35～40 年程度）の概ね 2 倍に相当する林齢で伐採を行なう施業。

3) 市有林の適正な管理

【現状と課題】

宮崎市が管理する約 900ha の直営林については、民有林の模範的森林となるよう、計画的に下刈や除伐、間伐を実施し、適正な維持管理に努めてきました。また、各地区に市有林監視人をおいて、定期的な見廻りや軽度の作業を行なっています。

【展開する施策】

下刈や除伐、間伐などの森林施業を継続するとともに、主伐時期を迎える森林の計画的な伐採や植林並びに立地環境に応じた長伐期施業など、森林経営計画に基づいた適正な管理を実施していきます。

○ 下刈や除伐、間伐の実施については補助事業を活用します。



清武地区市有林（スギ）



田野地区市有林（ヒノキ）

*市有林の経営形態

大まかに、直営林、分収林、官行造林に区分される。

(3) 安全・安心な森林づくりを推進します！！

1) 森林の保全

【現状と課題】

市内では各地域で森林伐採が数多く行なわれていますが、一部には無届伐採や伐採跡地への未植栽も見られ、集中豪雨等による山腹崩壊や風倒木などの災害が懸念されています。

【展開する施策】

県や森林組合と連携を取りながら森林パトロールを実施するとともに、伐採届制度*の徹底や未植栽地への植栽指導を行ないます。さらに、違法な開発を防止するため、林地開発許可制度*の適正な運用を図ります。また、保安林についても適切な維持管理を図ります。

豪雨や台風などにより発生した山地災害に対しては早期復旧に努めます。また、災害の発生を未然に防ぐため治山事業についても計画的な実施に努めます。

- 災害復旧事業や治山事業については補助事業を活用します。



森林伐採



災害復旧

*伐採届出制度

森林法第 10 条の規定により、森林所有者等は地域森林計画の対象となっている民有林(保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く)を伐採する場合は、あらかじめ市町村長に届け出なければならない制度。

*林地開発許可制度

森林法第 10 条の 2 の規定に基づく森林の乱開発防止のための開発規制措置。

2) 林野火災防止対策の推進

【現状と課題】

ここ数年、大規模な林野火災は発生していませんが、林野火災は、いったん発生すると森林資源を焼失するばかりではなく、社会的損失・危険も極めて大きいものです。このため、山火事の発生を未然に防ぐ目的から、野焼きなどの火入れを行なう場合は森林法に基づく許可の手続きを指導しています。

【展開する施策】

森林の巡視を実施するとともに、林野火災防止に向けた普及啓発に努めます。また、林野火災発生時における通報体制の対応マニュアルの周知・徹底を図ります。



林野火災パレード



林野火災現場

*火入れの目的

①造林のための地ごしらえ、②開墾準備、③害虫駆除、④焼畑、⑤採草地の改良。(これらの目的以外の火入れは許可されません)

3) 海岸松林保全対策の推進

【現状と課題】

宮崎市の東部に位置する海岸松林は、総延長 28km、総面積 810ha にも及び、潮害防備保安林や保健保安林として指定されており、飛砂や潮害から人家や農用地を保全するとともに、市民の心に安らぎと潤いを与える憩いの場として利用されています。この海岸松林を松くい虫の被害から守るため、国・県・宮崎市・企業が一体となって防除に努めています。また、地域のボランティアグループにより、松林内の清掃や下刈、松苗の補植等が行なわれており、松林の保全に努めています。

【5年後の目標】

松くい虫年間被害量（本数）			
（平成 22 年度）	300 本	⇒	（平成 28 年度） 0 本
海岸松林自主管理グループ（6 団体）への年間参加者数			
（平成 22 年度）	1,300 人	⇒	（平成 28 年度） 1,400 人

【展開する施策】

松くい虫被害抑制の為、薬剤の空中散布や地上散布並びに樹幹注入を実施するとともに、被害木については被害の蔓延を防止するため伐倒駆除を実施します。また、地域の松林を自主管理するボランティア活動グループに対して支援を行ないます。



一ツ葉海岸松林



地上散布

4) 野生鳥獣被害防止対策の推進

【現状と課題】

野生鳥獣による被害については、いままでは農産物の被害が主でしたが、今後、森林や特用林産物への発生も危惧されます。

【展開する施策】

シカやウサギなど、生態に応じた追い払いや防護柵の設置による被害防除対策を実施します。



被害状況（スギ苗木）